

令和2年第4回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 令和2年3月25日(水)午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 応接室
- 3 出席者 長谷川教育長、長沼委員、小林委員、佐藤委員、松井委員
- 4 説明のための出席者
遠藤教育部長、村上教育総務課長、栗林子育て支援課長、
高橋小中一貫教育推進課長、捧教育センター長、恋塚生涯学習課長、
大谷教育総務課課長補佐、西澤教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 1人
- 6 議 題
 - (1) 会議録の承認
令和2年第2回教育委員会定例会会議録
 - (2) 報告
報第1号 専決処分報告について(校長及び教頭を除く教職員の人事異動の内申)
報第2号 三条市議会3月定例会の概要について
報第3号 小中一貫教育実施状況について
報第4号 令和元年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について
報第5号 専決処分報告について(教育部長及び課長等を除く教育委員会事務局職員の人事異動)
 - (3) 議事
議第1号 専決処分報告について(市長からの意見聴取について(令和元年度三条市一般会計補正予算(教育委員会所管分)))
議第2号 専決処分報告について(市長からの意見聴取について(令和2年度三条市一般会計補正予算(教育委員会所管分)))
議第3号 三条市教育事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
議第4号 三条市教職員住宅管理規則の一部改正について
議第5号 三条市立学校管理運営に関する規則の一部改正について
議第6号 三条市学校運営協議会規則の一部改正について
議第7号 三条市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について
議第8号 三条市教育センター条例施行規則の一部改正について

- 議第 9 号 三条市学校給食共同調理場運営規則の一部改正について
- 議第 10 号 三条市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- 議第 11 号 三条市教育委員会公印規程の一部改正について
- 議第 12 号 三条市教育センター処務規程の一部改正について
- 議第 13 号 三条市学園運営協議会設置要綱の制定について
- 議第 14 号 さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正について
- 議第 15 号 三条市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱の廃止について
- 議第 16 号 三条市立学校学校評議員設置要綱の廃止について
- 議第 17 号 三条市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について
- 議第 18 号 三条市小中一貫教育推進指針の改定について
- 議第 19 号 三条市公民館長、分館長及び分館主事の解任について
- 議第 20 号 三条市公民館運営審議会委員の解嘱について
- 議第 21 号 三条市図書館協議会委員の解任について
- 議第 22 号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員のうち、教育部長及び課長等の人事異動）

(4) 次回教育委員会定例会の日程について

7 審議の経過及び結果

(1) 会議録の承認について

長谷川教育長から令和 2 年第 2 回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定

(2) 報告

報第 1 号 専決処分報告について（校長及び教頭を除く教職員の人事異動の内申）

高橋小中一貫教育推進課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第 2 号 三条市議会 3 月定例会の概要について

遠藤教育部長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第 3 号 小中一貫教育実施状況について

捧教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第 4 号 令和元年度第 2 回三条市学校給食運営委員会会議録について

村上教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第5号 専決処分報告について（教育部長及び課長等を除く教育委員会事務局職員
の人事異動）

村上教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

(3) 議事

議第1号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和元年度三条市一般
会計補正予算（教育委員会所管分）））

村上教育総務課長が説明

（小林委員）

繰越明許費について、追加の小中一体校費の繰越額は430万円で、歳出の額と一致して
いますし、変更の中学校費も繰越額5,289万円増えていて、歳出の額と一致している
ことは理解できるのですが、小学校費の繰越額と歳出の額が一致していないのはどのよ
うな理由なのでしょう。

（村上教育総務課長）

理由につきましては、国の交付金が3月に決定し事業執行できるようになりました
が、年度内に終わらないため、繰り越す額が繰越明許費の額です。歳出予算額との差は、
当初予算に計上していましたが、夏前頃の国の当初の交付決定では認められなかったも
のが今回認められたということで、令和元年度の歳出予算には既に計上してありますの
で、繰越の予算だけが必要であったというものでございます。そのため、歳出予算額と
繰越明許費の差が生じております。

（小林委員）

小学校費だけですか。

（村上教育総務課長）

そうです。具体的に申しますと、須頃小学校のグラウンド改修芝生化工事、旭小学校、
笹岡小学校、森町小学校のグラウンド芝生化工事とそれに伴う備品購入、これらは、令
和元年度の当初予算で既に歳出予算として措置済みであったものですから、歳出予算の
補正はなく、繰越措置だけが必要なもので、その部分が一致しないものでございます。

全員異議なく承認と決定

議第2号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和2年度三条市一般

会計補正予算（教育委員会所管分））

村上教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく承認と決定

議第3号 三条市教育事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

恋塚生涯学習課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第4号 三条市教職員住宅管理規則の一部改正について

村上教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第5号 三条市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

高橋小中一貫教育推進課長が説明

(小林委員)

2点お聞きしますが、今までこういった決まりがなかったのですかということと、クラブ活動などを含めてできるのですかということをお聞きします。

(高橋小中一貫教育推進課長)

今までこういった決まりがなかったのかということにつきましては、教諭、教頭、校長につきましては、教職調整額という手当がございまして、教員という特殊性のある業務を行うことから、あらかじめ時間外勤務が発生するものと定められており、給料月額4パーセントが時間外勤務手当のように支給されております。しかしながら、昨今の教職員に非常に負荷がかかっている時間外勤務の実態と、国の働き方改革関連法案から改めて上限を設けなければならないということで、労働基準法に合わせて上限が定められました。ただ、できるのかということにつきましては、なかなか難しいところもございまして、できないこともあるだろうということで、特別な場合の時間設定がされており、守れなかった場合の罰則規定もないものでございます。ただし、議第17号でも御説明いたしますが、実効性のある規則とするために、三条市としても、働き方改革のための勤務時間の上限のガイドラインを策定して運用していきたいと考えております。これにより、規則がしっかりと守られるように努めていきたいと考えております。

全員異議なく原案のとおり決定

議第6号 三条市学校運営協議会規則の一部改正について

捧教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 7 号 三条市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について

高橋小中一貫教育推進課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 8 号 三条市教育センター条例施行規則の一部改正について

捧教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 9 号 三条市学校給食共同調理場運営規則の一部改正について

村上教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 10 号 三条市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

村上教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 11 号 三条市教育委員会公印規程の一部改正について

村上教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 12 号 三条市教育センター処務規程の一部改正について

捧教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 13 号 三条市学園運営協議会設置要綱の制定について

捧教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 14 号 さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正について

捧教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 15 号 三条市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱の廃止について

栗林子育て支援課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 16 号 三条市立学校学校評議員設置要綱の廃止について

高橋小中一貫教育推進課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 17 号 三条市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について

高橋小中一貫教育推進課長が説明

(松井委員)

勤務時間の把握ということで、出退勤時刻自動打刻システムを導入しているということですが、どれくらいの割合で実施しているのですか。

(高橋小中一貫教育推進課長)

おおよそ 50 パーセントの職員がマイナンバーカードによる自動打刻を使っています。また、教職員の異動がありますと改めて登録することとなりますので、4月の異動に併せて拡大できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(松井委員)

一旦帰ったことにしてまた仕事を続けているという話を聞いたことがあります。

(高橋小中一貫教育推進課長)

絶対そのようなことはしないよう、ガイドラインにも明記させていただいておりますが、また改めて徹底してまいりたいと思います。ただ、自動打刻システムの困ったところは、学校が終わってから家庭訪問をして帰る教職員も少なからずおりますが、この場合家庭訪問も勤務時間に入るわけでありますので、一旦自動打刻し翌日手動で修正入力をするという作業をしないと正確な数字が出ないものですので、そういったところは臨機応変に対応するしかないと考えております。

勤務時間を超過しているのにしていないような形で修正するというようなことは絶対にはしないよう改めて指導してまいりたいと思います。

(小林委員)

ガイドラインを設ける以上は、月次や四半期などで管理し細かく指導していかないと難しいと思うのですが、一方で、特に中学校と義務教育学校後期課程の現状から年 360 時間ということが可能なのか、なかなか大変なことだと思って聞いていました。特に中学校の部活は指導員などを本格的に導入しないと無理なのではないかと思うのですが、考えをお聞かせください。

(高橋小中一貫教育推進課長)

御指摘のとおりでありまして、年間 360 時間を守るということは極めて難しいという現状も認識しているところでございまして、ガイドライン 4 ページに目標とする時間と記載しておりますが、月 45 時間以内、年間 360 時間以内とすることを目標とし、ただし、生徒指導上の問題に正対するなどの特例的な勤務も必要不可欠であることから、当面は特に健康障害等の危険性が高まる月 80 時間を超える時間外勤務を行う教育職員、また、年間 720 時間を超える時間外勤務を行う教育職員をゼロとすることを目指すとい

う言い方で示させていただいております。とは言え、健康障害が起こるような状況を招いてはならないと考えております。一元管理している勤務時間管理システムで、一人一人の勤務時間を毎月教育委員会でも把握できますので、校長と教育委員会で共有しながら、適切に指導していくこととしております。これまでも特に時間外勤務が多い教職員には私たちも直接面談をしたり、校長をとおして指導や支援を行っておりますので、今後も毎月しっかり点検してまいりたいと考えております。

なお、部活動につきましては、中学校の下校時刻を午後 5 時 45 分としたことが、部活動対応でございまして、夏場の部活動が終わる時間は午後 6 時 30 分くらいが通常でしたが、通年下校時刻を午後 5 時 45 分とすることで、その後の時間を残務整理の時間に費やしてもらうということで、時間外勤務を減らしていきたいと考えております。部活動の時間が短くなるのかというと、これについても極端に短くすることはできませんので、例えば大会のシーズン期には、通常 6 時限のところを 5 時限にし、その分の授業時数は大会後に移すなどといった教育課程の編成の工夫に学校が取り組んでいるところでございます。

全員異議なく原案のとおり決定

議第 18 号 三条市小中一貫教育推進指針の改定について

捧教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 19 号 三条市公民館長、分館長及び分館主事の解任について

恋塚生涯学習課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 20 号 三条市公民館運営審議会委員の解嘱について

恋塚生涯学習課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 21 号 三条市図書館協議会委員の解任について

恋塚生涯学習課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 22 号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員のうち、教育部長及び課長等の人事異動）

村上教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく承認と決定

(4) 次回教育委員会定例会の日程について

村上教育総務課長から提案があり、教育長が諮り次のとおり決定

〔日時〕 令和2年4月24日（金）午後1時30分

〔会場〕 三条市役所栄庁舎 応接室

8 閉会宣言 午後3時5分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

教育長 長谷川 正 二